

2 現地説明会におけるご意見

資料4 - 3

1. 大津市歴史的風土保存区域（素案）に関する現地説明会の開催概要

日時 平成16年1月14日（水） 13:30 ~ 15:16（実績）

会場 大津市役所別館大会議室

次第（説明内容等）

- ・ 国土交通省挨拶
- ・ 古都保存法の概要（体系）
- ・ 歴史的風土保存区域における行為の届出等について
- ・ 歴史的風土特別保存地区における行為の許可等について
- ・ 大津市歴史的風土保存区域指定の考え方
- ・ 大津市の古都指定の今後の流れ
- ・ 質疑応答

市民等の出席人数 15名（うち報道関係者4名）

2. 主な質疑応答の内容

番号	市民等のご意見（概要）	国土交通省の回答（概要）
1	大津市が全国10番目の古都指定を受けたが、法律規定の3都市と政令指定の7市町村とは、どのような点において異なるのか。 また、逗子市が古都指定されている経緯如何。	古都指定の緊要性の違いにより、法律規定と政令規定に分かれたもので、古都保存法にいう古都としての位置付けは、異なるものではない。 逗子市は、鎌倉市と一体となって歴史的風土を形成している区域があり、歴史的風土保存区域拡大の必要から古都指定に至ったもの。（H12.9）
2	素案はどのような経緯で、どこで作成されたのか、経緯が不明であり、実際住んでいる者には何も知らされていなかった。責任の所在はどこにあるのか。国は住民に対し説明責任を果たしていないのではないのか。	第1案は、大津市、滋賀県と相談しつつ国土交通省が作成した。これを国の審議会で審議し、学識者の専門的な意見を踏まえ、素案として作成、意見募集を行った。責任は国（国土交通省）にあるものと承知している。
3	奈良などの三都は、史実・資産が明確であり、区域指定は容易と考えるが、大津の場合、大津宮遺跡のみか、大津京の区域はどこまでかなど不明な部分が多い、素案では区域が市街地に及んでおり、また京阪線を境に区域が区分されており不自然なものとなっているなど、市街地の取扱いが明確ではないのではないのか。	大津京については、逐次発掘調査され確定されている。大津京については、全体に付いて判明しているものではないが、文化庁の国史跡指定の際、近江大津京推定線があり、これを参考とし、景観上の一体性を考慮、ポイントとなる京阪線を境として取り扱った。また、その他の区域については、現行の市街化調整区域や風致地区などの境界を参考とし、保存区域の境界としている。
4	地元大津市の歴史の専門家の意見を聞くべきではないか	大津市の歴史が専門ではないが、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会歴史的風土部会では、歴史を専門としている委員も任命されている。

番号	市民等のご意見（概要）	国土交通省の回答（概要）
5	<p>既に建築されている建物についての取扱いはどうなるのか。</p> <p>古都指定を受けて（大津市から）歴史的なまちづくりを進めるとの方針が出されているが、電線の地中化などの事業は歴史的風土保存区域指定により進むのか。</p>	<p>既に建築されている建物等については、これを増築や改築などをする際に初めて法の規制の対象となる。</p> <p>電線の地中化については、古都保存とは別の施策であるが、国土交通省の主要な政策である「美しい国づくり政策大綱」においても推進すべき施策とされ、土地区画整理・市街地再開発事業等で国、県、市で機動的な対応によって進むものと考えている。</p>
6	<p>石山寺地区は、霊山石山寺から対岸（瀬田川左岸）を見た風景が近江八景でいう「石山の秋月」であり、対岸こそ保存区域として保存すべきではないか。</p>	<p>ご指摘の対岸については、既に風致地区や市街化調整区域になっていることから、直ちに景観が損なわれる恐れはないものと認識し、今回の素案には盛り込まれなかったもの。素案では、瀬田川の左岸側から見晴らせる、伽藍山、石山寺、瀬田川が一体となって形成する自然的景観を重要な歴史的風土として位置付け区域指定したものを。</p>